

奈良県告示第三百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十六年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

名称		主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更事項		変更年月日
指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者			訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援事業所		旧	新	
医療法人 社団岡田会	桜井市大字 大豆越一〇 四一ーや まのベグリ ーンヒルズ 内一階	医療法人 社団岡田会	桜井市大字 大豆越一〇 四一ーや まのベグリ ーンヒルズ 内一階	桜井市大 字上ノ庄 五三二一 二アル カディア 東ロ一〇 一	桜井市大 字大豆越 一〇四一 一やま のベグリ ーンヒル ズ内一階		平成二十六 年十一月十 七日
医療法人 社団岡田会	桜井市大字 大豆越一〇 四一ーや まのベグリ ーンヒルズ 内一階	医療法人 社団岡田会	桜井市大字 大豆越一〇 四一ーや まのベグリ ーンヒルズ 内一階	桜井市大 字上ノ庄 五三二一 二アル カディア 東ロ一〇 一	桜井市大 字大豆越 一〇四一 一やま のベグリ ーンヒル ズ内一階		平成二十六 年十一月十 七日

医療法人 和幸会	医療法人 和幸会
大阪府四條 畷市上田原 六一三	大阪府四條 畷市上田原 六一三
医療法人 和幸会阪 奈中央ケ アプラン センター	医療法人 和幸会阪 奈中央病 院
生駒市俵口 町四四四一	生駒市俵口 町七四一
医療法人 和幸会阪 奈中央在 宅介護支 援センタ ー	生駒市俵 口町四四 四一
医療法人 和幸会阪 奈ケアプ ランセン ター	生駒市俵 口町七四 一
平成二十六 年十一月一 日	平成二十六 年十一月二 十五日